

宮城県プロフェッショナル人材UIJターン助成金

Q&A集

平成31年4月1日

【改正内容】

Q1 平成30年度の当該助成金との違いは何ですか？

A1 より多くの事業者様に活用いただくため、補助対象経費の見直しを行いました。具体的には以下のとおりです。

項目	改正前	改正後
補助対象経費	3ヶ月分の人件費 旅費・転居費用等 紹介手数料	紹介手数料
補助対象回数	通算3回まで	年度内2回まで

【補助事業者】

Q2 本社は宮城県内ですが、県外の事業所でプロフェッショナル人材が就業する場合は補助対象になりますか。

A2 対象となりません。

なお、宮城県内に本社又は本店を置く中小企業等であって、かつ県内の就業地で就業することが必要です。

【補助の要件】

Q3 既にプロフェッショナル人材を雇用しているが、過去に有料職業紹介事業者に支払った紹介手数料も補助金の対象となりますか。

A3 補助対象にはなりません。なお、申請についてはプロフェッショナル人材の新規雇用又はお試し就業の開始の日から1か月以内に申請書を提出しなければなりません。

Q4 親会社（県外）から子会社（県内）へプロフェッショナル人材を出向または転籍した場合に、補助事業の対象となりますか。

A4 会社法第2条第3号に規定する子会社及び同条第4号に規定する親会社の関係にあ

る会社間における出向又は転籍は対象となりません。また、親子関係以外の会社間において、あらかじめ一定の期間経過後に、元の会社に戻ることを前提として出向または転籍するものは対象になりません。

Q 5 取引企業等から技術指導のために出向を受け入れた際は、補助対象になりますか。

A 5 技術指導等が目的で、出向契約期間の経過後に出向元企業に戻る場合は、対象になりません。また、企業間で人事交流等を目的として、元の企業に戻ることを予定した転籍についても対象になりません。

Q 6 既に宮城県内に転居しているプロフェッショナル人材を新規雇用又はお試し就業を実施した場合、補助金の対象となりますか。

A 6 県内に転居してから概ね3か月であれば、対象となります。
なお、交付申請は新規雇用又はお試し就業開始日から1か月以内にしていただく必要があります。

【プロフェッショナル人材】

Q 7 給与や庶務などの定型的業務の経験が10年以上ある者はプロフェッショナル人材となりますか。

A 7 本事業は、県内の受入企業において新商品・サービスの開発や販路の開拓、個々のサービスの生産性の向上など、具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材の県内への還流を目的としており、上記事例は対象となりません。申請時に受入企業において、プロフェッショナル人材の活用内容や見込める効果などを確認させていただきます。

【お試し就業】

Q 8 A社が補助金交付決定を受けた上で、B氏と「お試し就業」を実施しましたが、結果的に正式雇用には至りませんでした。この場合、補助金は支給されますか。

A 8 「お試し就業」の結果、正式雇用に至らなかった場合も補助金の交付を受けることができますが、正式雇用に至らなかった理由を回答する必要があります。また、B氏の退職に伴い、紹介手数料の返還が生じる場合は、交付決定額の減額若しくは既に交付を受けている場合は、当該補助金の返還命令を行う場合があります。

なお、A社が別の人材であるC氏と「お試し就業」を実施すること、あるいはB氏が別会社でお試し就業を行うことは可能です。

【人材紹介】

Q 9 職業紹介事業者はどこを利用しても構いませんか？

A 9 職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者であれば構いません。以下の厚生労働省のホームページを参照下さい。

<https://www.jinzai-sougou.go.jp/srv120.aspx>

厚生労働省職業安定局「人材紹介サービス総合サイト」

Q10 当社にどのようなプロフェッショナル人材が必要で、何をして良いか分からない。相談できる場所がありますか？

A10 本県においては、地域企業の成長戦略の実行・実現のために必要とするプロフェッショナル人材像を明確化するとともに、民間人材ビジネス事業者を活用しながら、必要な人材の獲得に向けた調整を行う事業を行っておりますので、まずはご相談ください。

<http://miyagi-projinzai.jp/>

宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点サイト（宮城県委託事業）

【手続き】

Q11 事業完了後に必要な手続きは、ありますか。

A11 事業終了後に、別記様式第6号により事業の実績を報告していただきます。

報告をいただいた後に、事業及び経費の内容等を確認する検査を行いますので、有料職業紹介事業者と取り交わした契約等の詳細が確認できる書類や勤務日報、を保管・整理しておいてください。事業の関係書類は、事業完了年度から5年間保存してください。

また、プロフェッショナル人材を採用した日から1年経過する日現在で、プロフェッショナル人材の雇用状況及び業務内容等について別記様式第11号により報告してください。

【他の補助金等との併給】

Q12 他に国の補助金も併せて申請していますが、両方受給することは可能ですか。

A12 国や他の自治体等から当該プロフェッショナル人材に係る当該補助金と同趣旨の補

助金等を受給している場合は、本事業に申請できません。

なお、本補助金の交付決定後に他の補助金を受給している事実が判明した場合は、その決定を遡って取り消すとともに、既に補助金を支給している場合は、その全額を返還していただきます。